

資金不足比率計算書

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(説明)

(単位：千円)

1 水道事業会計		H24年度 ①	H25年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a	223,476	220,396	-3,080
	流動資産の額 b	1,045,097	1,101,645	56,548
	差引き (a-b)	-821,621	-881,249	-59,628
事業の規模	営業収益の額 c	1,091,069	1,070,756	-20,313
	受託工事収益の額 d	2,369	9,145	6,776
	差引き (c-d)	1,088,700	1,061,611	-27,089
資金不足比率 (%)		-75.5	-83.0	-7.5
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。

(単位：千円)

2 下水道事業会計		H24年度 ①	H25年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a	274,899	203,347	-71,552
	流動資産の額 b	433,937	361,074	-72,863
	差引き (a-b)	-159,038	-157,727	1,311
事業の規模	営業収益の額 d	1,246,332	1,223,679	-22,653
	受託工事収益の額 e	0	0	0
	差引き (d-e)	1,246,332	1,223,679	-22,653
資金不足比率 (%)		-12.8	-12.9	-0.1
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。